

生徒心得

○我々の社会で最も大切なことは、お互いに人間を尊重することであり、学校生活において大切なことは、集団の中で学ぶ者の規律です。常に目的意識をもって学習に励み、自分の立場を見極め、他人と協調する社会性を身につけ、身近な生活のきまりを大切にしていくな心構えが求められています。

○以下の心得は、学校生活におけるきまり、各自の行動のあり方を必要最小限に定めたものです。規律をふまえての各自の自律こそが集団生活を円滑にし、ひいては集団の中における各自の人格の尊厳を保障することになるので、きまりに書いてないことも良識をもって判断し、常に「英知と至誠」の校訓にもとづいた高い理想を求め充実した学校生活を確立するよう心がけましょう。

〔I〕 基本的生活態度

○生徒の本務は学習である。

- (1)毎時間の授業を大切にすること。
- (2)常に目的意識をもち、互いに学習効果を高め合うこと。
- (3)自習は静かに行うこと。

○集団活動(H・R、学校行事、生徒会活動、部活動)へ積極的に参加する。

- (1)民主的な思考と行動力を養うこと。
- (2)差別を許さぬ力を身につけること。
- (3)友情と連帯の輪を広げ、協調性を養うこと。
- (4)心身の健康増進に努めること。
- (5)すべての問題は話し合いで解決すること。決して暴力に訴えてはならない。
- (6)他人に迷惑をかける行為をつつしむ自制心と判断力をもつこと。

○公共物を大切にし、美化に心がけること。

○服装、言葉遣い、行動は高校生という立場を踏まえ、常に端正、明朗、誠実であること。

〔Ⅱ〕登下校について

（登校時刻）

OSH Rは8時35分から行う。この時刻に遅れると遅刻となる。5分前には教室に入り着席しておくこと。遅刻回数に応じて指導を行う。

（下校時刻）

○定められた下校時刻は厳守すること。平日は17時。

○部活等で延長を認められた場合

午後7時活動終了7時30分下校完了

（通学方法と交通安全）

○通学方法は次のとおり定める。

(1) 近距離の生徒は徒歩が望ましい。

(2) 公共の交通機関利用の場合はそれによる。

(3) 自転車通学をする必要のある際は、所定の用紙によって届け出ること。

(4) 単車（二輪・四輪・電動キックボード・モペット等の使用は厳禁とする。）

制服での乗車や登下校に使用した場合、懲戒指導を行う。

※保護者による送迎は原則禁止とする。（単車で送迎をしてもらう場合、必ず学校に事前連絡を入れること。）

○登下校の際は、自己及び他人の生命を尊重し、交通規則をよく守ること。

○万が一、遅刻する場合は、原則保護者からの連絡を入れてもらうこと。決して無断で遅刻することのないようにすること。

○自転車通学者の遵守事項

(1) 学校所定の通学用自転車シールを尾灯付近に必ず貼ること。

(2) 指定された自転車置場にきちんと駐輪すること。

(3) ブレーキ、ライト、警音器、鍵がよく整備されていること。

(4) 駐輪に際しては必ず施錠すること。

(5) 「道路交通法」に違反する二人乗り、並列走行、傘さし運転、右側走行、片手運転、信号無視、携帯電話の操作や通話しながらの運転、イヤホン等の使用で周りの音や声が聞こえない状態での運転などはしないこと。

(6) 雨天時はレインコートを着用すること。

※遵守事項に違反した場合は、自転車通学を禁止する場合がある。また、通学用自転車シールのない自転車は、撤去する場合がある。

〔Ⅲ〕 服装・所持品のきまり

服装規定

校内および通学には制服を着用すること。

(部活動生は、土日・祝に限り、許可された練習着または体操服を着用することもできる)

男子制服

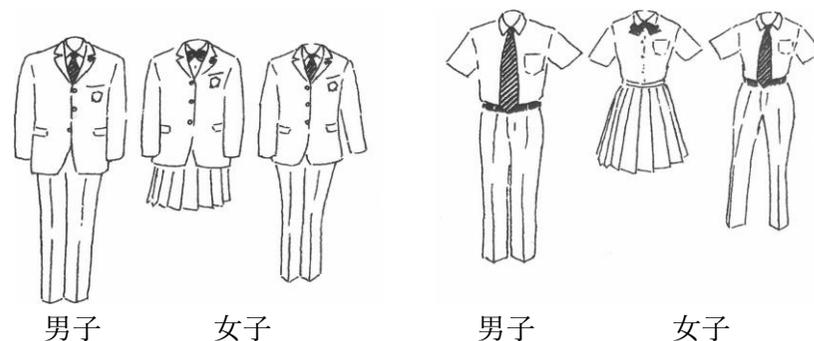
- ① 上着 本校指定のブレザー
- ② ニット類 本校指定のものを着用すること。
形はセーター、ベストのいずれでもよい。
- ③ シャツ類 長袖・半袖の本校指定のカッターシャツ
- ④ ズボン 本校指定のスラックス
- ⑤ ネクタイ 本校指定のネクタイ

女子制服

- ① 上着 本校指定のブレザー
- ② ニット類 本校指定のものを着用すること。
形はセーター、ベストのいずれでもよい。
- ③ シャツ類 長袖・半袖の本校指定のカッターシャツ
- ④ スカート・スラックス
本校指定のスカート・スラックスはどちらも着用可
- ⑤ リボン・ネクタイ 本校指定のネクタイ

着用上の注意事項

- (1) ブレザーのボタンは指定のものとする。
- (2) 女子のスカート丈はひざ頭が隠れる程度とする。
- (3) ソックス、ストッキングは華美でないものとする。
- (4) 入学式や卒業式、全校集会等の儀式的行事においては、ネクタイ・リボン着用義務期間内の場合、ブレザーを着用すること。
- (5) ブレザーを着用する際は、ネクタイ・リボンを着用すること。



防寒着について

厳寒期には登下校に際して、ブレザーの上に防寒着を着用してもよい。防寒着は華美でないものとする。

頭髪について

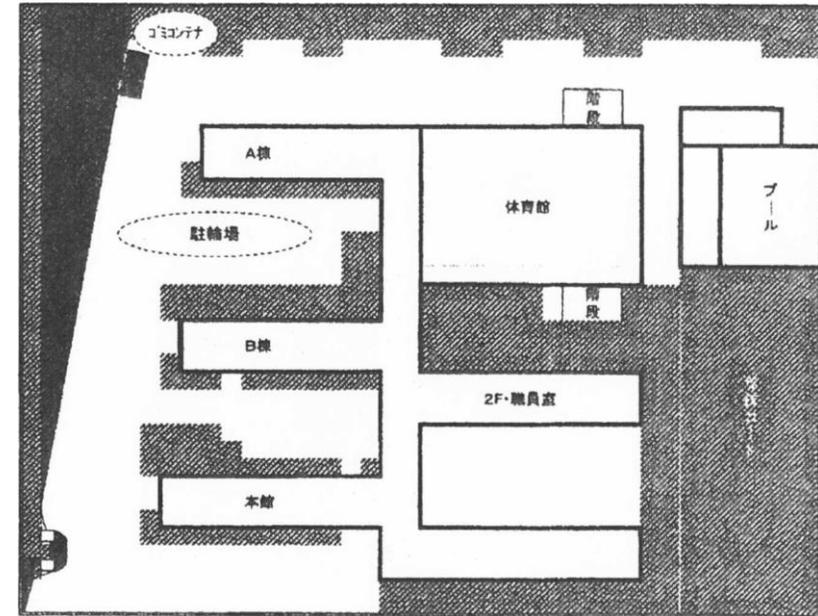
パーマ、脱色・染色、エクステンションやウィッグなど特異な髪型は禁止とする。都度改善指導を行う。

生まれながらに髪色が明るい、くせ毛がある等の生徒については、保護者確認のもと『地毛登録』をする。

所持品について

- ・所持品には必ず記名すること。
- ・不必要なものは持ってこないこと。持ってきた場合、学校で預かることがある。
- ・物品、金銭の貸借をしないこと。 多額の現金や高価なものは学校に持参しないこと。 財布やカギなどの貴重品は肌身離さず持参し、常に身につけておくこと。 万が一紛失したとしても、学校で責任をとることはできない。
- ・所持品を紛失した場合は、直ちに担任に連絡し、生徒指導部に届け出ること。
- ・上履きは指定のものを使用すること。

なお、校内での上履・下履の区域は次の通りとする。



【区域色の説明】 □・・・スリッパでの立入は可

■・・・スリッパでの立入は禁止

- ・1Fピロティは上履・下履のいずれも認める。
- ・ただし下履きで立ち入り、著しく土砂を上げてしまう場合は立ち入り後に利用者が清掃すること。
- ・A棟1Fは階段からは上履きのみ、B棟および本館は建物入口から上履きのみ立ち入り可とする。

その他

・化粧（目元の加工を含む）および指輪・つけ爪・カラーコンタクト・ピアス等不要な装飾品は禁止する。

・通学は靴履きとし、ヒール、サンダル、ブーツ、ゲタ、およびこれらに類するものは禁止する

・ライター、マッチなど火の出るものを学校に持ち込まない。持ち込んだ場合、懲戒指導を行う。

・未成年者に販売が推奨されていないもの（ノンアルコールドリンク、シーシャや電子タバコなど）を所持もしくは使用していた場合、懲戒指導を行う。

・法律を違反する行為をした場合、懲戒指導を行う。
なお周りにいてその行為を幫助したり、促した場合も懲戒指導を行う。

・社会的マナーをわきまえ、常識の範囲を逸脱しないよう心がけること。

・登校後の外出は禁止しているので、昼食は弁当あるいは食堂を利用すること。